

鞍馬口駐輪場 賃貸契約書

駐輪シール番号

所在地 京都市北区小山下総町

名称 鞍馬口駐輪場

賃料 1ヶ月 金3,300円(内消費税10%300円) 保証金 金3,300円

無利息の約定本証をもって預かり証とする

※保証金については、契約解約時に未払い金があれば全額返金します。保証金返金の際は、本契約書のお客様控えと引き換えに返金致します。

下記の貸主を甲、借主を乙として下記条項を双方承諾し本契約を締結する。その契約の証として甲乙署名捺印の上、各1通を所有する。

第一条 賃貸権の期間は 令和 年 月 日より令和 年 月 日まで、向こう1年間とする。

但し期間満了の場合は、甲乙双方が更新拒絶の申し出をしない限りそのまま自動的に更新されるものとする。

第二条 賃料の支払いは1ヶ月分(金3,300円)を月末迄に先払いにて乙は甲に振込することとする。(手数料乙負担)

万一賃料を1ヶ月以上滞納した場合は保証金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せず本契約を即刻解除し乙は即時に明け渡すものとする。また車両を処分されても一切の異議申し立てしないものとする。

第三条 契約期間中に於いても甲は公租公課の増額、物価の変動又は近隣の状況に応じ賃料の増額をすることができる。

第四条 乙は場内を使用する権利を第三者に譲渡、転貸することができないものとする。また、甲に無断で契約の車輛以外を置いてはならない。車両乗り換えの場合、乙は甲に報告し承諾を得るものとする。また、当社規定の判断にて一部車両をお断りする場合があります。

第五条 本契約書及び甲の定めた利用のしおりに違反した場合、甲は直ちに本契約を解除することができる。

第六条 場内は常に清潔に使用し、消防法・その他の法令等により危険物として指定されている物の持込をしたり定位の境界を侵したり他車の出入りを妨げないこと。その他近隣の迷惑となるべき行為を一切してはならない。

第七条 天変地異並びに火災等による損害、被害等が発生しても甲は乙に対しその責任を負わないものとする。

第八条 乙又はその代理人・使用者・運転手・同乗者等の責の帰すべき事由によって場内またはその施設や場内のほかの車両に損害を与えた時は、乙はすみやかに損害を賠償するものとし、被害者との直接の話し合いにおいて解決するものとする。

第九条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前迄に管理会社へその予告をしなければならない。

但し、乙は予告に代えて1ヶ月分の料金を支払い、何時にても、本契約を解除することができる。(解約月の賃料の日割計算不可)

第十条 前条の解約の場合、乙は解約日をもって速やかに自転車を出しなければならない。但し、乙がこれを実施しないときは自転車搬出完了日までに所定料金の三倍遅延料金を甲に支払わなければならない。

特別条項 1. 税法改正により、消費税が増額した場合には速やかに差額を差し入れるものとする。

2. 場内での車両メンテナンスは禁止とする。

3. 早朝・深夜の車両出入りは近隣の迷惑とならないように注意すること。(特に午後9時以降～午前7時)

※ご注意※

契約開始月、解約月
日割計算致しません

賃料振込先

京都銀行鞍馬口支店 普通預金 3956230
中山地所有限公司

令和 年 月 日

(甲)貸主及び管理会社 住所 京都市北区小山下総町53番地9 コルネリオビル

氏名 中山地所有限公司 代表取締役 中山成信

電話 (075)585-7000 携帯070-5346-7099 Eメール info@kyoto7000.jp

(乙)借主 住所

氏名

電話 自宅: 携帯電話

緊急連絡先(会社等)

メールアドレス ※携帯メール・PCメールどちらも結構です
※連絡事項は基本メールで行ないます。

★裏面に **駐輪場使用のしおり** の記載がございます。ご一読頂き署名捺印をお願いします★